

# 上越都市計画道路の 見直し候補路線(案)に関する 公聴会等の実施結果について

令和7年10月7日

## 1 都市計画道路の見直しについて

## 2 見直し候補路線（案）について

(1) 3・4・12号 黒井下門前線

(2) 3・4・18号 五分一高田新田線

(3) 3・6・35号 大瀬直江津線

## 3 公聴会等の実施結果について

# 1 都市計画道路の見直しについて

## 2 見直し候補路線（案）について

(1) 3・4・12号 黒井下門前線

(2) 3・4・18号 五分一高田新田線

(3) 3・6・35号 大瀬直江津線

## 3 公聴会等の実施結果について

## 都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づき、あらかじめルート、幅員等が計画決定された都市施設（道路）です。

### 【都市計画道路の機能】

- ① 都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- ② 都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保するための空間機能
- ③ 都市構造を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

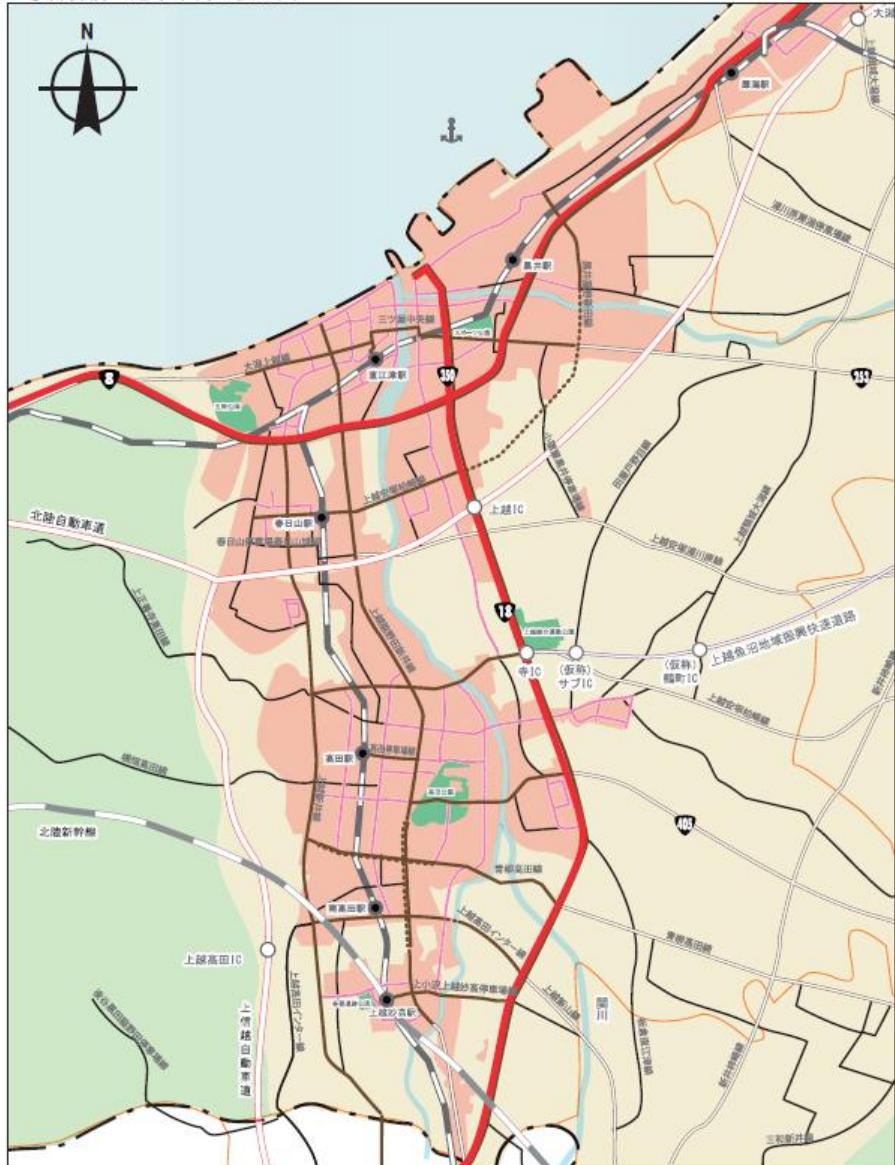
### 都市計画道路の種類

種類	役割	例
自動車専用道路	専ら自動車の交通の用に供する道路	高速道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路	
区画道路	地区における宅地の利用に供するための道路	地区内の生活道路
特殊街路	専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路等	歩行者専用道

# 1 都市計画道路の見直しについて

## 【上越市都市計画マスタープランにおける道路ネットワークの方針図】

●合併前上越市街地拡大図



### 凡例

- |          |          |
|----------|----------|
| 道路ネットワーク | 高速道路     |
|          | 高規格道路    |
|          | 主要な幹線道路  |
| 拠点間      | 都市計画道路   |
|          | 都市計画道路以外 |
| 地区内      | 都市計画道路   |
|          | その他の幹線道路 |
- 
- |        |
|--------|
| 市街地    |
| 田園地域   |
| 中山間地域  |
| 主な都市公園 |
| 都市計画区域 |
| 河川     |
| 鉄道     |
| 駅      |
| IC     |

※道路：実線は現状  
点線は計画・構想

出典：上越市都市計画マスタープラン

## 都市計画道路の整備状況

上越都市計画区域における都市計画道路は、63路線154.15kmを計画決定し、完成率53.5%となっています。（令和6年3月末時点）

### 上越都市計画区域における都市計画道路の決定と整備の状況（令和6年3月末）

路線数	決定延長	完成済延長	未着手延長
63 路線	154.15 km	82.46 km	47.64 km

#### 【都市計画道路の見直しの背景】

都市計画道路の整備は順次進めていますが、その一方で、人口減少や財政状況等の社会情勢の変化により、都市計画道路を取り巻く状況に変化が生じ、長期間にわたり未着手となっている路線が多く存在します。

このような長期未着手路線については、建築物の建築に制限を加え、土地利用計画や土地の有効利用等の面に影響を及ぼすことから、社会経済情勢の変化を踏まえた適時適切な都市計画の見直しが必要とされています。

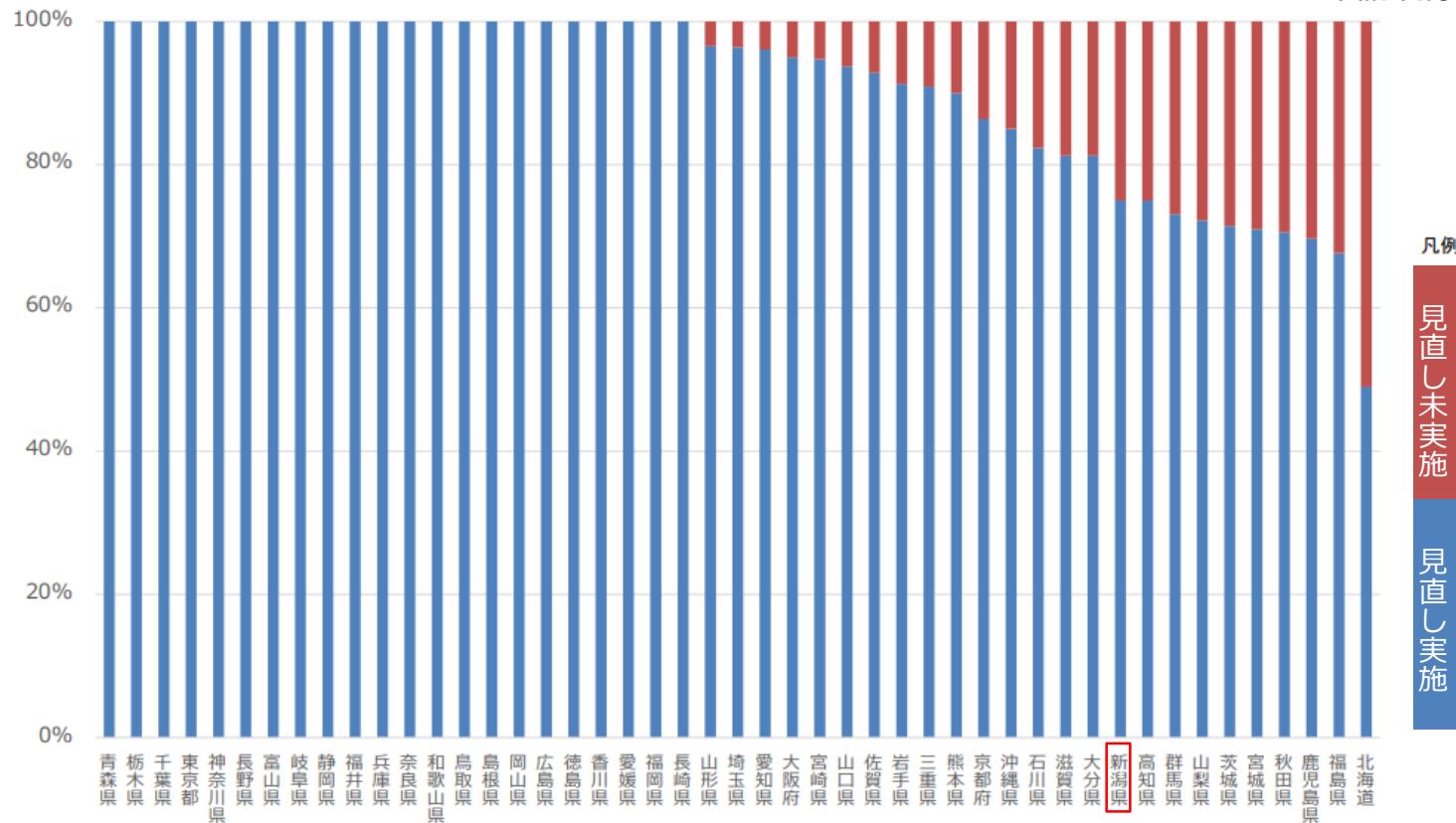
# 1 都市計画道路の見直しについて

## 全国の都市計画道路の見直し実施状況

国では、社会経済情勢を踏まえた都市計画道路の適時適切な見直しを行うことについて、地方公共団体へ助言しており、全国の多くの地方公共団体が長期未着手路線の見直しを実施しています。

## 未着手都市計画道路を有する市区町村の見直し実施状況（都道府県別）

令和6年3月末時点



# 1 都市計画道路の見直しについて

## 都市計画道路の見直し手続き

当市では、未着手区間のある47路線（約91km）を対象に基礎データ等を整理し、それらの評価を踏まえて見直し候補路線（案）を選定し、道路ネットワークの観点から検証を実施してきました。

住民等の意見を的確に把握した上で見直しを進めるため、今年度は、見直し候補路線（案）に対する検証の一つとして、公聴会等の手続きを実施しました。

### 都市の将来像の確認

### 見直し実施方針の決定

～見直し検討対象路線の抽出～

### 見直し候補路線(案)の選定

- 視点：●基礎データの整理      ●未着手理由の整理（必要性・事業可能性）  
●個別まちづくりの目標      ●将来都市像の実現に向けた課題解決策の検討

### 見直し候補路線(案)に対する検証（継続・変更・廃止）

- 道路ネットワークからの検証      ●**住民参画による検証**      ●地域に即した道路構造の適用

### 見直し候補路線の選定

公聴会等を実施

### 必要に応じ都市計画変更手続

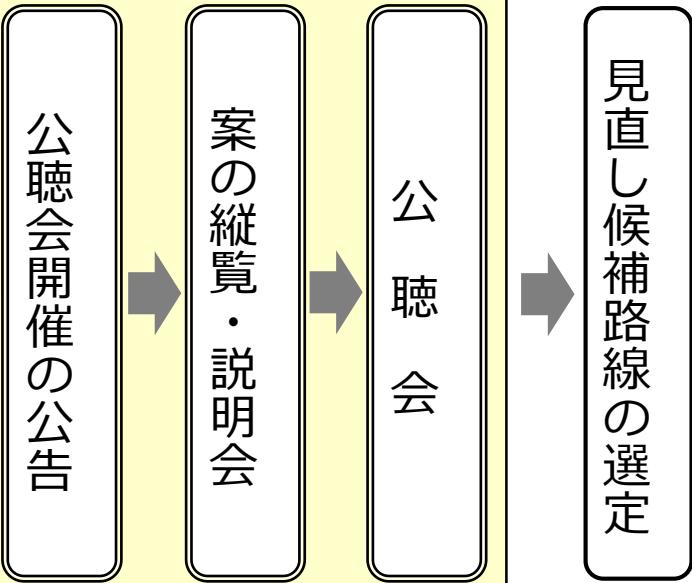
見直しの基本フロー（出典：新潟県都市計画道路見直しガイドライン）

# 1 都市計画道路の見直しについて

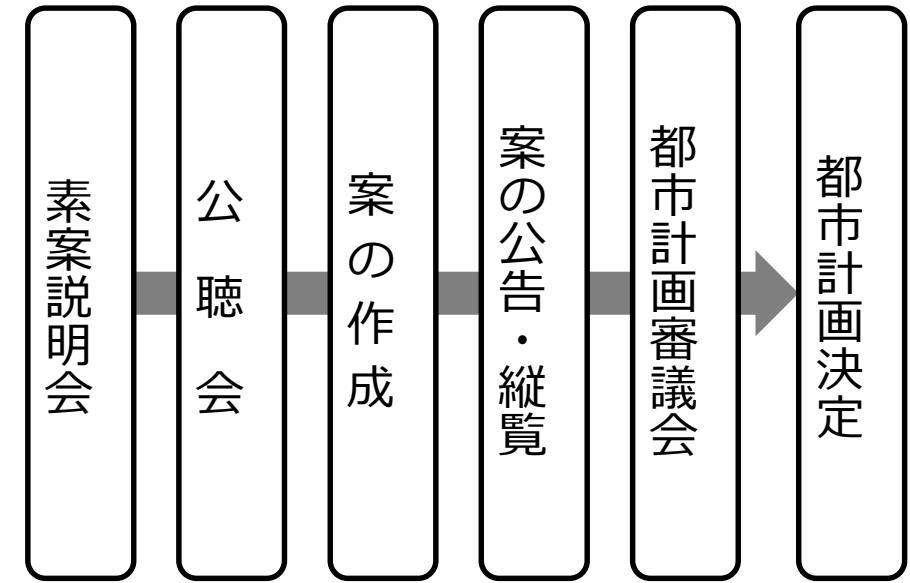
## 公聴会等の手続き・進め方

公聴会等の実施方法については、都市計画法第16条及び上越市都市計画公聴会規則に基づき、開催の公告、案の縦覧及び公聴会の開催を行います。

### 住民参画による検証



### 都市計画の変更手続き



今後の手続きフロー

# 1 都市計画道路の見直しについて

## 2 見直し候補路線（案）について

(1) 3・4・12号 黒井下門前線

(2) 3・4・18号 五分一高田新田線

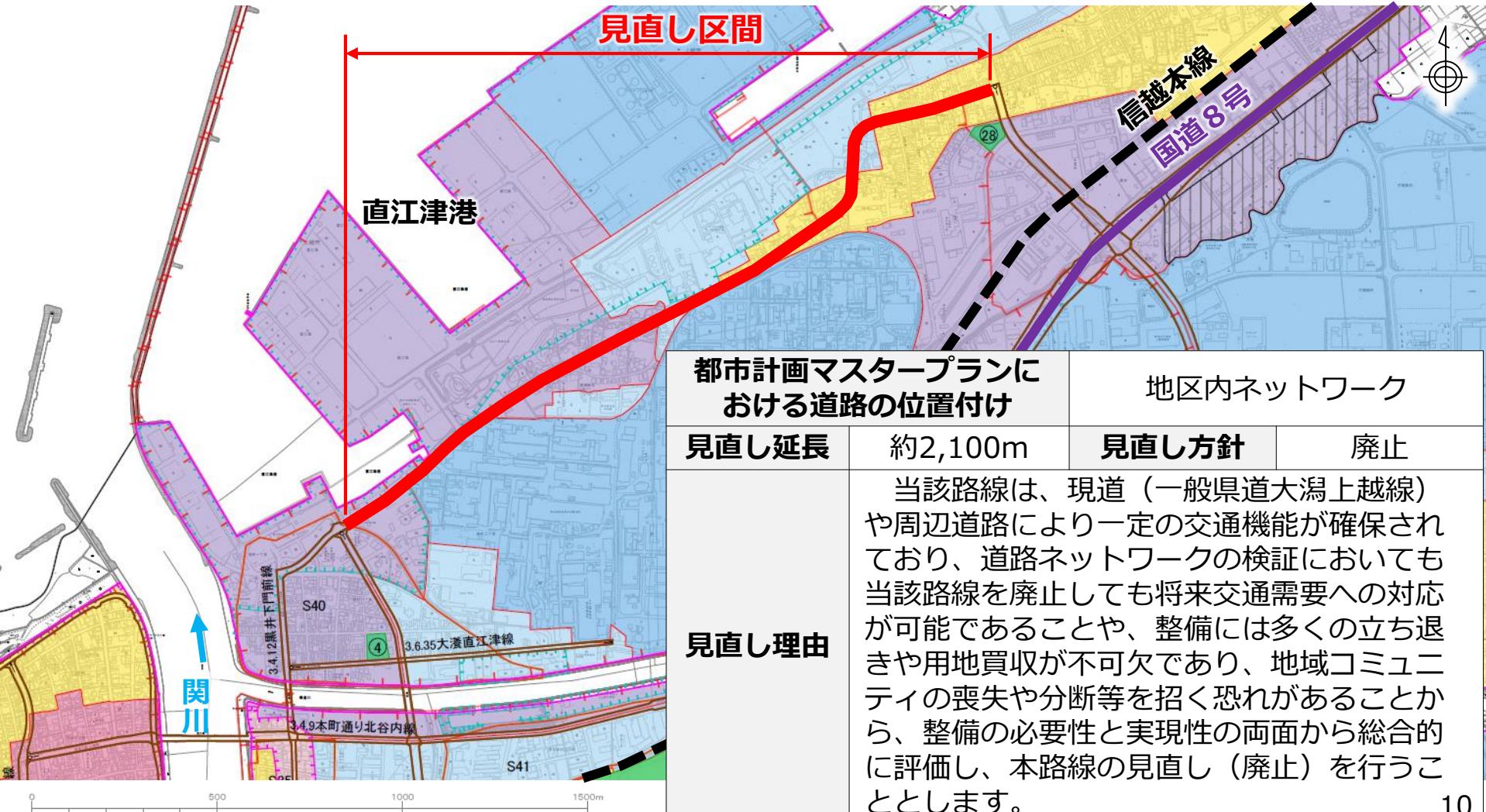
(3) 3・6・35号 大瀬直江津線

## 3 公聴会等の実施結果について

## 2 見直し候補路線（案）について

### 上越都市計画道路 3・4・12号 黒井下門前線

決定年月日	起点	終点	幅員	延長
昭和32年3月30日	黒井地内	春日新田5丁目地内	16m	4,390m



## 2 見直し候補路線（案）について

### 上越都市計画道路 3・4・12号 黒井下門前線

決定年月日	起点	終点	幅員	延長
昭和32年3月30日	黒井地内	春日新田5丁目地内	16m	4,390m

——：市道・県道・国道



#### 都市計画マスタープランにおける道路の位置付け

#### 見直し延長

約2,100m

#### 地区内ネットワーク

#### 見直し方針

廃止

#### 見直し理由

当該路線は、現道（一般県道大潟上越線）や周辺道路により一定の交通機能が確保されており、道路ネットワークの検証においても当該路線を廃止しても将来交通需要への対応が可能であることや、整備には多くの立ち退きや用地買収が不可欠であり、地域コミュニティの喪失や分断等を招く恐れがあることから、整備の必要性と実現性の両面から総合的に評価し、本路線の見直し（廃止）を行うこととします。

# 1 都市計画道路の見直しについて

## 2 見直し候補路線（案）について

(1) 3・4・12号 黒井下門前線

(2) 3・4・18号 五分一高田新田線

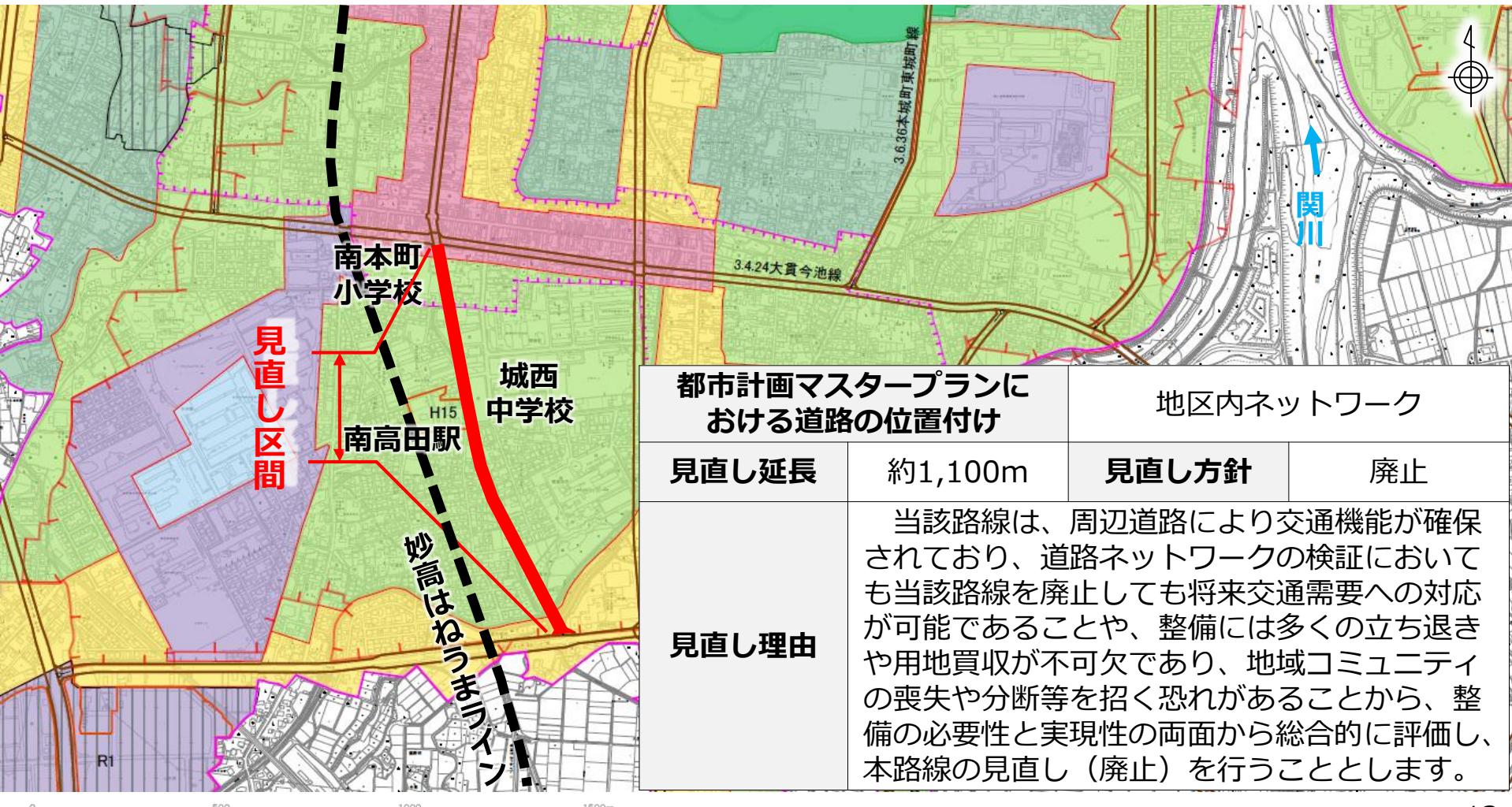
(3) 3・6・35号 大瀬直江津線

## 3 公聴会等の実施結果について

## 2 見直し候補路線（案）について

### 上越都市計画道路 3・4・18号 五分一高田新田線

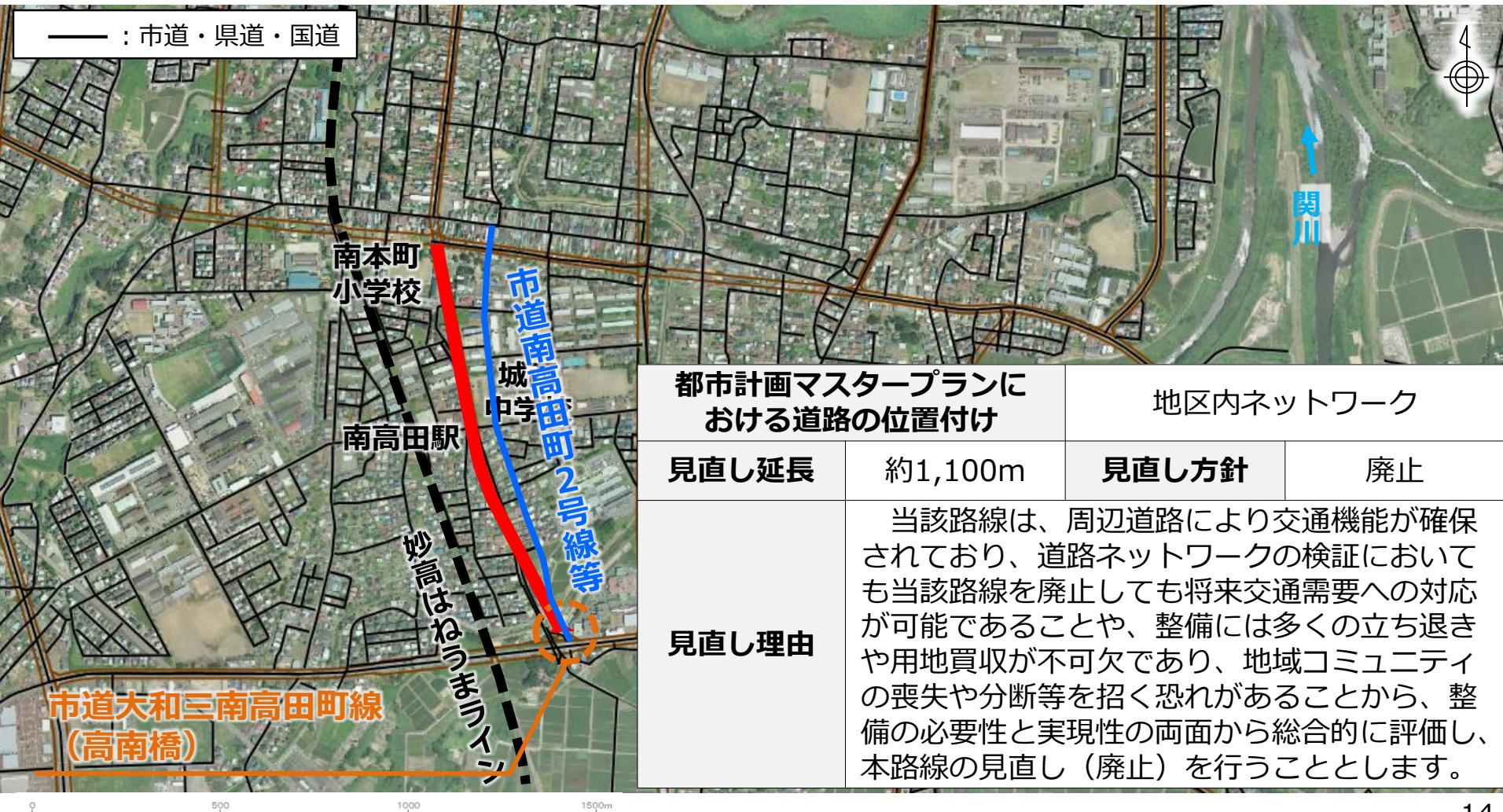
決定年月日	起点	終点	幅員	延長
昭和18年2月23日	土橋地内	高田新田地内	18m	3,920m



## 2 見直し候補路線（案）について

### 上越都市計画道路 3・4・18号 五分一高田新田線

決定年月日	起点	終点	幅員	延長
昭和18年2月23日	土橋地内	高田新田地内	18m	3,920m



# 1 都市計画道路の見直しについて

## 2 見直し候補路線（案）について

(1) 3・4・12号 黒井下門前線

(2) 3・4・18号 五分一高田新田線

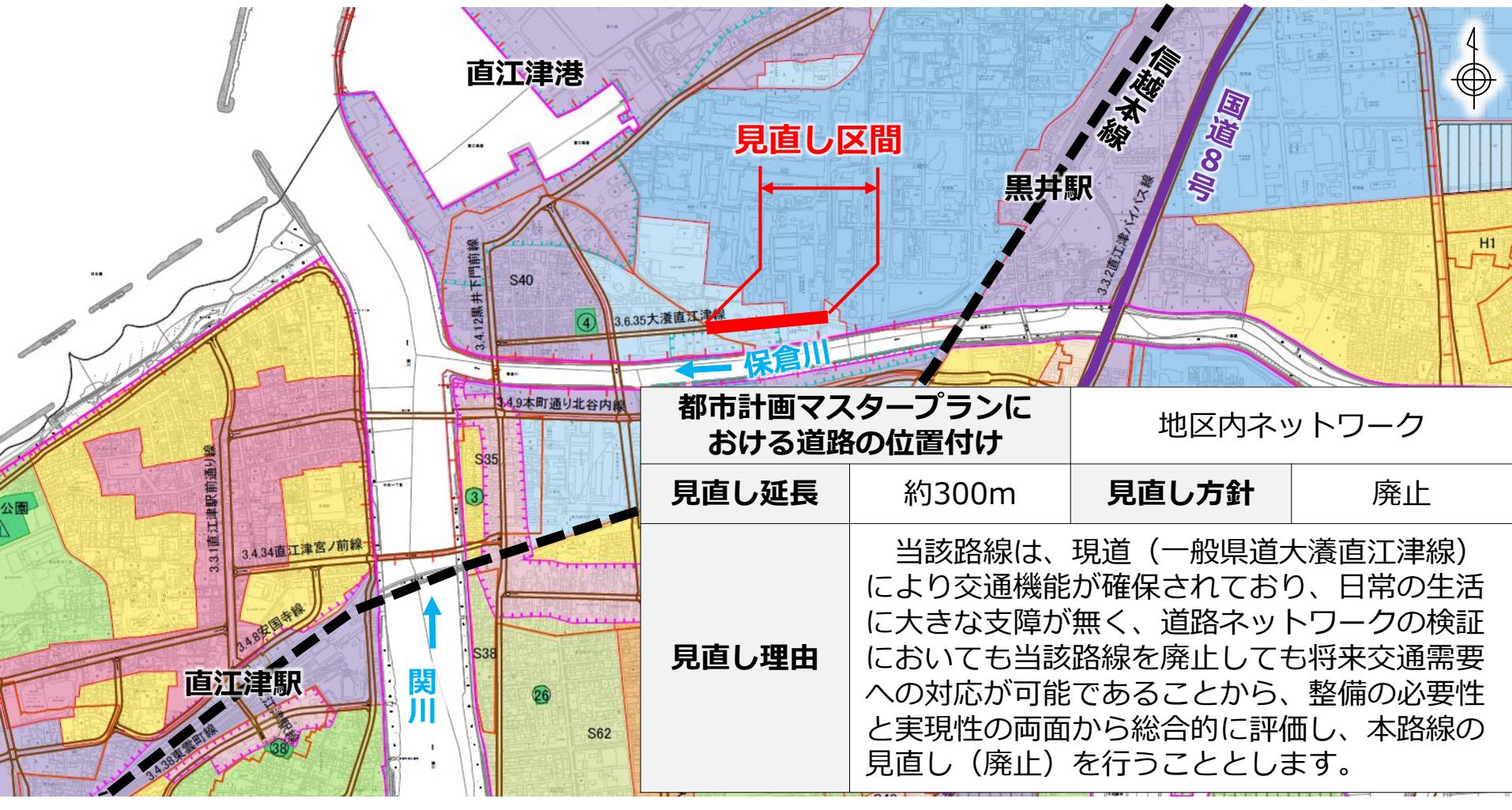
(3) 3・6・35号 大瀬直江津線

## 3 公聴会等の実施結果について

## 2 見直し候補路線（案）について

### 上越都市計画道路 3・6・35号 大瀧直江津線

決定年月日	起点	終点	幅員	延長
昭和32年3月30日	港町1丁目地内	港町2丁目地内	11m	850m

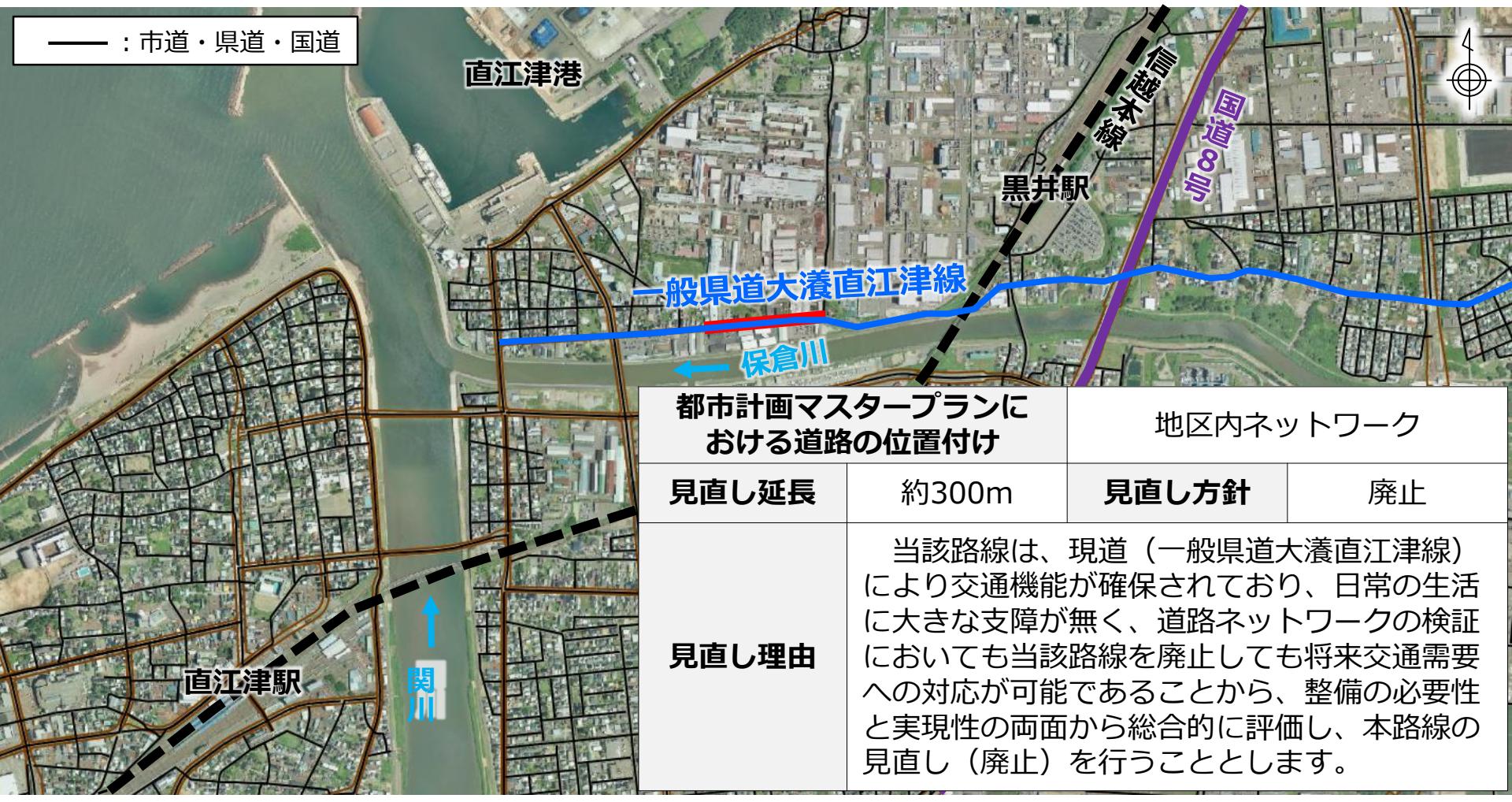


## 2 見直し候補路線（案）について

### 上越都市計画道路 3・6・35号 大瀬直江津線

決定年月日	起点	終点	幅員	延長
昭和32年3月30日	港町1丁目地内	港町2丁目地内	11m	850m

——：市道・県道・国道



# 1 都市計画道路の見直しについて

## 2 見直し候補路線（案）について

(1) 3・4・12号 黒井下門前線

(2) 3・4・18号 五分一高田新田線

(3) 3・6・35号 大瀬直江津線

## 3 公聴会等の実施結果について

### 3 公聴会等の実施結果について

事 項	実 施 時 期
案 の 縦 覧	令和7年8月27日から令和7年9月9日まで
説 明 会	令和7年9月5日 → 参加者なし
公 聴 会	令和7年9月29日 → 中止（公述の申出なし）

